＜改正後全文＞
雇児発第 0502001 号
平成１７年５月２日
（改正経過）
雇児発第 0403009 号
平成１８年４月３日
雇児発第 0330026 号
平成１９年３月３０日
雇児発第 0331014 号
平成２０年３月３１日
雇児発第 0331027 号
平成２１年３月３１日
雇児発０３２４第７号
平成２２年３月２４日
雇児発０５１４第１号
平成２４年５月１４日
雇児発０６１０第１号
平成２５年６月１０日
雇児発０５１３第８号
平成２６年５月１３日
雇児発０６１５第２号
平成２７年６月１５日
雇児発０７２７第２号
平成２８年７月２７日
雇児発０６２９第１３号
平成２９年６月２９日
子発０６１９第１号
平成３０年６月１９日
子発０８０２第１号
平成３０年８月２日
子発１２１２第３号
令和元年１２月１２日
子発１１２０第１号
令和２年１１月２０日
子発１２１１第２号
令和２年１２月１１日
子発０４１５第３号
令和３年４月１５日
子発１１１７第２号
令和３年１１月１７日
子発 0413 第６号
令和４年４月１３日
子発１１２２第１号
令和４年１１月２２日
こ 支 虐 ２ ４
令和５年５月１０日
こ 支 虐 １ ８ ８
令和６年４月１０日

こ支虐第２５５号
令和７年７月１０日
こ支虐第３０８号
令和８年５月２２日

都道府県知事
各　指定都市市長　殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童虐待防止対策支援事業の実施について

児童福祉行政の向上については、かねてから特段の配慮を煩わしているところであるが、深刻な児童虐待が頻発する中で、児童相談体制の充実は喫緊の課題であり、特に地域における相談業務の中心的な役割を担う児童相談所の相談機能を強化し、専門性を高めることが重要になっている。このため、今般、別紙のとおり「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」を定め、平成17年４月１日から実施することとしたので通知する。

なお、本通知の施行に伴い、平成11年６月18日児発第519号本職通知「家庭支援緊急整備促進事業の実施について」、平成14年１月18日雇児発0118007号本職通知「虐待思春期問題情報研修センター事業の実施について」及び平成16年６月23日雇児発第062301号本職通知「子育て支援総合推進モデル都道府県事業の実施について」は、廃止する。

別紙

児童虐待防止対策支援事業実施要綱

第１　目的

児童相談所における虐待相談件数の増加とともに、その相談内容も困難な事例が増加していることや医学的治療が必要となるケースが増えるなど、これまでの児童相談所の体制だけでは十分な対応ができない状況がある。

また、児童相談所には市町村（指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）の相談窓口がその機能を充分果たせるよう後方支援する役割があることから、児童相談所の専門性の確保・向上等を図り、相談機能を強化することが求められている。

さらに、平成 28 年の児童福祉法改正において、市町村は、こどもが心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、こども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務を適切に行わなければならないことが明確化されたことから、こどもやその保護者にとって最も身近な場所である市町村における福祉に関する支援等を行う体制強化が求められている。

このため、児童虐待防止対策支援事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、こどもの安全確認体制の強化、市町村を中心とした在宅支援の強化及び児童虐待の防止に資する広報啓発等を実施するほか、市町村における児童の安全確認のための体制整備及び児童虐待に対応する職員等の資質向上等を実施し、児童虐待に関する相談・対応機能を強化することにより、こどもの福祉の向上を図ることを目的とする。

第２　実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市（児童相談所を設置する特別区を含む。）（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、第３に定める事業のうち、１（２）⑥（イ及びウを除く。）及び⑧（ア（ア）及び（イ）を除く。）、２（２）①、11、13、18（（２）②を除く。）並びに 21 については、都道府県等及び市町村（21 については、児童相談所又はこども家庭センター設置自治体若しくは設置を計画している市町村（特別区を含む。）に限る。）とし、２（２）②及び 22 については、都道府県及び指定都市とし、１（２）⑨については、都道府県等、中核市（児童相談所設置市を除く。以下同じ。）及び特別区とし、５については、都道府県等、中核市、施行時特例市及び特別区とし、７及び８並びに 25（３）①については、指定都市、児童相談所設置市及び市町村とし、６、15 及び 16 については、都道府県等及び児童相談所を設置する計画を有する市（特別区を含む。）（15 に関して市が行う事務を他の地方公共団体（一部事務組合）に処理させる場合、当該地方公共団体を含む。）

とし、25（３）②については都道府県とし、26については横浜市及び明石市とする。

なお、事業の効果的な実施の観点から、外部への委託が可能な事業については、適切な者又は団体を選定し、事業自体を外部委託することができる。委託する際は、個人情報の管理、業務上知り得た秘密の保持等を厳守させることに十分留意すること。

第３　事業内容

以下の１から26までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。

１　児童虐待防止対策研修事業

（１）趣旨

児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）に規定された研修等を実施することにより、児童虐待に携わる職員の資質の向上及びこどもの福祉の向上を図るものである。

（２）事業の内容

①　児童福祉司任用前講習会等

ア　都道府県等は、法第13条第３項第８号又は児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（以下「施行規則」という。）第６条第12号若しくは同条第13号に規定する者のうち、児童福祉司に任用予定の者を対象として、法第13条第３項第８号に規定する内閣総理大臣が定める講習会（以下「児童福祉司任用前講習会」という。）を実施する。

イ　都道府県等は、保健師、保育士等を対象として、施行規則第６条第７号から第11号まで及び同条第14号に規定するこども家庭庁長官が定める講習会（指定講習会）（以下「こども家庭庁長官が定める講習会」という。）を実施する。

②　児童福祉司任用後研修

都道府県等は、児童福祉司を対象として、法第13条第９項に規定する内閣総理大臣が定める基準に適合する研修（以下「児童福祉司任用後研修」という。ただし、③に掲げる研修を除く。）を実施する。

③　児童福祉司スーパーバイザー研修

都道府県等は、児童福祉司スーパーバイザー（法第13条第５項に規定する指導及び教育を行う児童福祉司）に任用予定の者を対象として、法第13条第６項に規定する内閣総理大臣が定める基準に適合する研修（以下「児童福祉司スーパーバイザー研修」という。ただし、②に掲げる研修を除く。）を実施する。

④　要保護児童対策調整機関調整担当者研修

都道府県等は、要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）に配置される調整担当者を対象として、法第25条の２第９項に規定する内閣総理大臣が定める基準に適合する研修（以下「調整担当者研修」という。）を実施する。

⑤　児童相談所長研修

都道府県等は、児童相談所長を対象として、法第12条の３第３項に規定する内閣総理大臣が定める基準に適合する研修（以下「児童相談所長研修」という。）

を実施する。

⑥　虐待対応関係機関専門性強化事業

ア　協力体制整備

（ア）都道府県等は、地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、ケースワーカー、家庭相談員等（以下「主任児童委員等」という。）のこどもの保護・育成に熱意のある者を対象として、児童虐待等に関する専門研修を実施し、地域での児童虐待等の発見、通告の促進、調査及び在宅指導等を行う児童相談所及び市町村への協力体制の整備を促進する。

（イ）都道府県等又は市町村は、主任児童委員等が児童虐待に関する各種研修等へ参加することを促進する。

イ　専門家の養成等

都道府県等は、地域における児童虐待の予防や早期発見・早期対応において重要な役割を担っている医師、保健師、社会福祉士等のソーシャルワーカー等の専門家の養成など実践的な研修を実施するとともに、専門的対応マニュアル・ガイドライン（以下「マニュアル等」という。）を作成し、関係機関に配布するなどの活用を図る。

ウ　未成年後見制度研修

未成年後見人の対象となる法人等を対象として、未成年後見制度等の研修を実施する。

⑦　児童相談所専門性強化事業

ア　都道府県等は、①～⑤に規定する研修のほか、児童虐待に関する専門性を更に強化するため、児童福祉司、児童心理司等を対象として、新任時研修及び現任研修等を企画し、実施する。なお、裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等が参加可能な研修等の場合、国庫補助における基準額の加算の対象となる。また、一時保護施設職員向けの研修（「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和６年内閣府令第 27 号。以下「一時保護施設設備運営基準」という。以下同じ。）第 20 条第４項に定めるこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を含む）を企画し、実施する場合、国庫補助における基準額の加算の対象となる。

イ　都道府県等又は市町村は、児童虐待に関する専門性を強化するための各種研修等（①～⑤に規定する研修を含む。）への参加を促進する。

⑧　こども家庭センター専門性強化事業

ア　都道府県等又は市町村は、児童虐待防止に関する専門性を強化するため、こども家庭センターに配置されている又は配置される予定の市町村職員等を対象に、以下のいずれか又は全部の研修を企画し、実施する。

（ア）組織構築・マネジメント研修

都道府県等は、こども家庭センターに配置されている又は配置される予定のセンター長・統括支援員、こども家庭センターの設置に関わる職員その他の市町村職員等を対象に、こども家庭センターの設置や母子保健と児童福祉

の一体的運営、人材の確保や育成、組織内連携や組織的対応、職場環境づくりなど、組織の構築や組織マネジメントに関する研修・情報交換会等を実施する。

（イ）統括支援員実務研修

都道府県等は、こども家庭センターに配置されている統括支援員（基礎研修修了前の者も含む。）を対象に地域の実情に応じて、合同ケース会議等を通じた母子保健と児童福祉の一体的なアセスメント・プランニング・相談支援の促進、相談支援やサポートプランに係る助言・指揮命令、地域資源との連携推進、地域資源開拓等、統括支援員としての資質向上に資する研修（事例を用いた演習、集合型の情報交換など）を実施する。

（ウ）相談支援強化研修

都道府県等又は市町村は、こども家庭センター等に配置されている又は配置される予定の職員やこども家庭センターの機能強化に関わる職員などを対象に、相談面接やアセスメント、サポートプラン作成、家庭支援事業等や地域資源の活用、多機関連携等、包括的・継続的な相談支援の資質向上に資する研修を実施する。

イ　都道府県等又は市町村は、児童虐待に関する専門性を強化するための各種研修等への参加を促進する。

⑨　医療機関従事者研修

都道府県等、中核市及び特別区は、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、地域の医師（小児科医、精神科医、産婦人科医、法医学者（監察医、解剖医を含む。）等)、歯科医師、医療ソーシャルワーカー、保健師、助産師、看護師等（以下「医療機関従事者」という。）を対象として、児童虐待に関する研修を実施する。

⑩　研修専任コーディネーターの配置

研修等を円滑に実施する体制を整備するため、都道府県等は、児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修及び調整担当者研修等を実施する研修専任コーディネーターを配置する。

（３）実施方法

①　児童福祉司任用前講習会等

ア　児童福祉司任用前講習会

児童福祉司任用前講習会は､「児童福祉法第十三条第三項第八号のこども家庭庁長官が定める講習会」（平成 29 年厚生労働省告示第 130 号）及び「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成 29 年３月 31 日付雇児発 0331 第 16 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「児童福祉司等の研修等の実施について」という。）で示されている内容に沿って実施されるものであること。

なお、児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、（２）①アに規定する者以外の者が受講することも可能である。特に、児童福祉司任用

前講習会については、児童福祉司としての業務の遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、新たに児童相談所に配置される者についても、積極的に受講することが望ましい。

イ　こども家庭庁長官が定める講習会

こども家庭庁長官が定める講習会は、「児童福祉法施行規則第六条第七号のこども家庭庁長官が定める講習会」（平成 17 年厚生労働省告示第 42 号）で示されている内容に沿って実施されるものであること。

なお、市町村の職員も受講可能であることから、講習会の内容には市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市町村こども家庭支援に関する内容を含めるよう努めること。

ウ　留意事項

児童福祉司任用前講習会及びこども家庭庁長官が定める講習会の実施に当たっては、市町村に対し研修開催の周知を行うなどにより、調整機関職員の研修受講の促進を図り、児童福祉司と同様の資格を有する者が調整機関に配置されるよう支援すること。

②　児童福祉司任用後研修

児童福祉司任用後研修は、「児童福祉法第十三条第六項及び第九項のこども家庭庁長官が定める基準」（平成 29 年厚生労働省告示第 131 号）（以下「児童福祉法第十三条第六項及び第九項の基準」という。）及び「児童福祉司等の研修等の実施について」で示されている内容に沿って実施されるものであること。

なお、児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、（２）②に規定する者以外の者が受講することも可能であること。

③　児童福祉司スーパーバイザー研修

児童福祉司スーパーバイザー研修は、「児童福祉法第十三条第六項及び第九項の基準」及び「児童福祉司等の研修等の実施について」で示されている内容に沿って実施されるものであること。

なお、児童相談所職員の専門性の向上を図るため、（２）③に規定する者以外の者が受講することも可能であること。

④　要保護児童対策調整機関調整担当者研修

調整担当者研修は、「児童福祉法第二十五条の二第九項のこども家庭庁長官が定める基準」（平成 29 年厚生労働省告示第 132 号）及び「児童福祉司等の研修等の実施について」で示されている内容に沿って実施されるものであること。

なお、児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、（２）④に規定する者以外の者が受講することも可能であること。

⑤　児童相談所長研修

児童相談所長研修は、「児童福祉法第十二の三第三項のこども家庭庁長官が定める基準」（平成 17 年厚生労働省告示第 43 号）で示されている内容に沿って実施されるものであること。

⑥　虐待対応関係機関専門性強化事業

ア　協力体制整備

（ア）児童虐待等に関する専門研修

a　児童相談所長は、研修を企画・実施すること。

b　児童相談所長及び市町村長は、主任児童委員等に対し、児童虐待に関する各種研修等に参加させること。

c　児童相談所長は、研修終了後、研修修了者と児童福祉司が円滑な連携を図れるよう配慮すること。

d　児童相談所長は、講師の選定に当たって児童虐待等の専門家、関係機関の職員等を招へいするなど地域の実情に応じた方法により行うこと。

e　児童相談所長は、市町村長からの推薦により、研修受講者の受付を行い、参加を決定した場合には市町村長を通じ通知するものとする。なお、主任児童委員は、原則として全員が研修を受けること。

（イ）人材の登録

a　児童相談所長は、管轄地域ごとに研修修了者を地域協力員として登録し、児童虐待等の通告、相談、援助を円滑に進めるためのネットワークを整備すること。

b　児童相談所長は、地域ごとに地域協力員、福祉事務所の地区担当者及び保健所の職員等を記載したネットワークの概要を作成し関係機関に配布するとともに、市町村の広報等により住民に周知を図ること。

c　児童相談所長は、ネットワークを有効に活用するため、定期的に地域協力員との連絡会を開催し、ネットワークの充実を図ること。

d　定期連絡会は、原則として地域協力員及び市町村の児童福祉担当者が出席すること。

イ　専門家の養成等

（ア）専門家養成のための実践的な研修は、原則として年２回以上実施すること。

（イ）マニュアル等の作成等は、児童虐待問題等に関する実務経験者及び学識経験者等を委員とする作成委員会を設置し行うこと。なお、委員の選定に当たっては、相談実務に精通した者等を含むこと。

（ウ）作成委員会は、相談業務の実情を十分に調査した上で、企画、立案し、作成等を行うこと。

（エ）マニュアル等は、作成した後も必要に応じて内容を更新すること。

ウ　未成年後見制度研修

（ア）児童相談所長は、研修を企画し、実施すること。

（イ）児童相談所長は、講師の選定に当たって児童虐待等の専門家、関係機関の職員等を招へいするなど地域の実情に応じた方法により行うこと。

⑦　児童相談所専門性強化事業

ア　実施基準

（ア）講義、演習、ロールプレイ等により効果的に行うこと。

（イ）研修期間は、本研修が専門職としての資質の向上を図るためのものである

ことに留意して適切に定めること。

イ　研修の内容

（ア）研修の内容には、（２）⑥イのマニュアル等や医療機関等の関係機関との連携等に関する内容を含めること。

（イ）児童福祉司等の新任時の研修の内容は、「児童相談所及び市町村の職員研修の充実について」（平成 24 年２月 23 日付雇児総発 0223 第２号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）で示されている内容に沿ったものであること。

（ウ）裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等が参加可能な研修等を実施する場合、児童相談所職員等との意見交換を設ける等、児童虐待に関する専門性の向上に努めるだけでなく、連携強化に資する取組を行うことが望ましいこと。

（エ）加算の対象となる一時保護施設職員に向けた研修はその他の職員が参加することを妨げないが、研修内容は一時保護施設での業務の質の向上に資するものであること。

⑧　こども家庭センター専門性強化事業

ア　実施基準

（ア）講義、演習、ロールプレイ等により効果的に行うこと。講師の招へいによる実施に限らず、オンライン配信やＶＲ機器等を用いて実施しても差し支えない。

（イ）研修期間は、本研修が管理職・専門職等としての資質の向上を図るためのものであることに留意して適切に定めること。

イ　研修の内容

（ア）統括支援員実務研修の内容は、「統括支援員の研修について」（令和６年３月 30 日付こ成母第 141 号、こ支虐第 146 号こども家庭庁成育局母子保健課、こども家庭庁支援局虐待防止対策課長連名通知）で示されている内容に沿ったものとする。なお、統括支援員実務研修の実施に向けては、研修センターにおいて指導者養成研修を実施するため、都道府県の担当者等においては積極的に受講すること。

（イ）こども家庭センター専門性強化事業に係る研修を実施する際は、こども家庭センター等に配置されている又は配置される予定の市町村職員同士・統括支援員同士の意見交換を設ける等、児童虐待に関する専門性の向上に努めるだけでなく、情報共有に資する取組を行うことが望ましい。

⑨　医療機関従事者研修

ア　地域の医療機関従事者を対象として、児童虐待等に関する研修を実施し、医療機関で児童虐待を発見しやすい体制を整えるとともに、地域の児童虐待対応力の向上を図ること。

イ　都道府県等、中核市又は特別区は、総合病院に限らず診療所や歯科診療所等の医療機関従事者に対しても研修を実施すること。

ウ　研修を実施する際は、小児科に限らず、精神科等の幅広い診療科の医師等を対象とすること。

エ　研修の講師は、児童相談所や市町村において児童虐待対応を行っている職員等の児童虐待対策の幅広い知識を有している者を充てること。

⑩　研修専任コーディネーターの配置

ア　都道府県等において、非常勤の研修専任コーディネーターを配置し、研修等を円滑に実施する体制を確保すること。

イ　研修専任コーディネーターは、研修等の講師の依頼、場所の確保、日程調整、修了証の作成、受講者名簿の作成及び管理等、研修等を実施するための事務全般を行うこと。

ウ　研修専任コーディネーターは、イの事務を適切に行うことができる者であること。

エ　都道府県等は、研修専任コーディネーターの配置に代えて、研修専任コーディネーターが行う事務全般を適切な団体に委託することができること。

（４）留意事項

ア　「児童福祉司等の研修等の実施について」10（７）に定める市又は区が実施する児童福祉司任用前講習会又は内閣総理大臣が定める講習会については、（２）①に掲げる事業の対象となるものであること。

イ　「児童福祉司等の研修等の実施について」10（７）に定める市又は区が実施する児童福祉司スーパーバイザー研修については、（２）③に掲げる事業の対象となるものであること。

ウ　（２）①～⑤に掲げる事業については、他の都道府県等が開催した研修等を受講する場合にも補助の対象とすることができる。

エ　（２）⑥～⑦及び⑨に掲げる事業については、地域の実情に応じ、合わせて実施することができる。

オ　事業の実施にあたっては、こども家庭センターが事業を実施し、又は実施に関与し、地域の包括的支援体制の整備に資する取組の充実を図ることとする（市町村が実施主体となる場合に限る。）。

２　医療的機能強化等事業

（１）趣旨

都道府県等及び市町村は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、児童相談所等に医師を配置することや、地域の医療機関等を協力医療機関等（医学的な知見を有する者及び当該者の所属する医療機関以外の機関を含む。以下同じ。）に指定し、医学的知見から個々のケースに応じた心身の治療の必要性等についての専門的技術的助言を得ることにより、児童相談所等の医療的機能を強化するものである。

また、小児救急現場でも頭部外傷をはじめ、身体的虐待を疑わせるこどもの受診も多いが、医療機関においては知識や経験が不十分であったり、組織的対応の体制

がない場合もあり、十分に対応ができていない状況であることから、地域医療全体の児童虐待防止体制の整備を図るものである。

（２）事業内容

以下の事業を選択し、実施する（複数実施も可能とする。）。

①　医療的機能強化事業

ア　対象者

児童相談所又は市町村で相談を受理したこども（一時保護中のこどもを含む。）及び保護者で、児童相談所長又は市町村長が心身の治療の必要性等について協力医療機関等からの専門的技術的助言を要すると判断した者とする。

イ　実施方法

（ア）都道府県等又は市町村は、次に掲げる取組のいずれか又は両方を実施する。

ⅰ　医師を配置する。なお、常勤職員の配置に向けた取組（常勤職員の医師を配置する計画（期限を定めたものに限る。）があり、当該計画に定める体制への移行期間において、非常勤職員として医師を配置する取組等）を実施しない場合、国庫補助における基準額が異なるので留意すること。

ⅱ　地域の医療機関を協力医療機関に指定（複数の機関とすることも可）し、契約の締結や申し合わせを交わす等により実施するものとする。

（イ）協力医療機関は、対象者に対して的確に診断し、心身の治療の必要性等を判断する。

②　児童相談所のトラウマケア連携体制整備

ア　対象者

児童相談所が開催する援助方針会議等において、トラウマケアが必要であると判断された児童とする。

イ　実施方法

児童心理司と医療機関等に所属する心理職等が連携する体制を確保した上で、援助方針に沿って対象者にトラウマケアを提供する。

③　児童虐待防止医療ネットワーク事業

都道府県及び指定都市は、アからエまでに掲げる事業を実施するものとする。

ア　児童虐待専門コーディネーターの配置

都道府県及び指定都市の中核的な小児救急病院等に児童虐待専門コーディネーター（児童虐待の専門知識を有する医療ソーシャルワーカー（ＭＳＷ）等）を配置し、院内及び地域の関係者との連絡・調整を行う。

イ　児童虐待対応に関する相談への助言等

地域の医療機関からの児童虐待対応に関する相談に対し助言する。救急搬送での対応事例について、地域の医療機関に情報提供する。

ウ　児童虐待対応向上のための教育研修

地域の医療機関の医師等を対象に、児童虐待対応ができる体制整備のための教育研修を実施する。

エ　拠点病院における児童虐待対応体制の整備

児童虐待専門コーディネーターを中心として、院内に児童虐待対策委員会を設置し、医学的所見や本人や保護者等の情報等を共有し、対応方針・役割分担を決定するなど、児童虐待対応体制を整備し、児童虐待対応マニュアルなどを作成する。

（３）留意事項

事業の実施にあたっては、こども家庭センターが事業を実施する又は実施に関与するとともに、事業の実施を通じて支援が必要な妊産婦・こども・保護者を把握した場合には、こども家庭センターに当該妊産婦・こども・保護者に関する情報を共有し、必要に応じて支援の内容に関する協議を行うものとする（市町村が実施主体となる場合に限る。）。

３　法的対応機能強化事業

（１）趣旨

児童相談所が単独で援助を行う場合、保護者からの反発を受けることや保護者とトラブルになることも多く、こどもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、弁護士等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑かつ適切に行うことができる体制の整備を図るものである。

また、弁護士業務を補助する法的対応事務職員（パラリーガル）を配置することにより児童相談所の法的対応の更なる体制強化を図る。

（２）事業内容

①　本事業は、児童相談所が児童虐待問題等に関して熱意を有する弁護士等の協力を得て実施するものである。

②　法第 12 条第４項の趣旨を踏まえ、弁護士の配置を促進し、常に児童相談所に配置することが望ましい。なお、常勤職員の配置に向けた取組（常勤職員の弁護士を配置する計画（期限を定めたものに限る。）があり、当該計画に定める体制への移行期間において、非常勤職員として弁護士を配置する取組等）を実施しない場合、国庫補助における基準額が異なるので留意すること。

③　弁護士等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

ア　児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うこと。

イ　法的申立てや請求を行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、裁判所及び関係機関との調整を行うこと。または、臨検又は捜索に係る許可状、一時保護状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うこと。

④　法的対応事務職員の役割は、③に掲げる弁護士の事務的、法的な業務を補助するものとする。

４　児童相談所体制整備事業

（１）趣旨

高度な専門性を持った学識経験者や警察官ＯＢ等の実務経験者（以下「学識経験者等」という。）からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化する。また、市町村に対する後方支援の観点から、市町村における相談体制への支援を行う。さらに、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制等の整備を図る。加えて、一時保護の期間が必要最小限となるよう児童相談所と医療機関の連携体制の充実を図る等により児童相談所における体制の強化を図るものである。

（２）事業内容

①　スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て、こども・保護者等に対し、専門的技術的助言・指導等を行う。

②　市町村との連携強化事業

児童相談所等の持っている相談対応や援助の技術等を市町村に提供すること等により、市町村における相談体制の充実を図る。

③　24 時間・365 日体制強化事業

夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制を整備するため、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所ＯＢ等の非常勤の職員等（以下、児童相談所の開所時間外に対応するのは「24 時間体制対応協力員」、祝休日に対応するのは「365 日体制対応協力員」という。）を配置する。

④　司法審査等対応職員配置事業

一時保護状の請求や保護者の面会通信制限などに必要な資料の作成や諸手続きにかかる業務を補助する司法審査等対応職員を配置する。

⑤　医療連携支援コーディネーター配置事業

虐待を受けて児童相談所が一時保護したこどもの中には、外傷等の治療を要するため、医療機関への委託一時保護を行う場合があり、このような場合でも、一時保護の期間が必要最小限になるよう、医療機関との間におけるこどもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整を図るための職員等（以下「医療連携支援コーディネーター」）を配置する。

⑥　ＳＮＳ等相談事業

児童虐待を未然に防止する観点から、子育てに悩みを抱える者やこども本人に対するＳＮＳ等を活用した相談体制の構築を推進し、子育てに悩みを抱える者やこども本人からの相談にかかる多様な選択肢を用意することにより、こども家庭相談体制の充実を図る。

⑦　通訳機能強化事業

日本語での意思疎通に困難がある家庭に対する相談支援をより円滑に

行うための事業を実施する。

（３）実施方法

①　スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

学識経験者等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

ア　多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的な対応が必要となるケースについて、その家族及び施設入所中のこども（一時保護中のこどもを含む。）等に対し、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行う。

イ　施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施設における第三者評価事業と連携することにより、入所者の援助の向上等を図る。

ウ　問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断などが必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行う。

エ　虐待等によるこどもの死亡事例を未然に防ぐとともに、こどもの権利擁護に関する意識を高めるため、処遇困難事例における会議や死亡事例検証委員会、11 の「評価・検証委員会」等を開催するに当たり、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

②　市町村との連携強化事業

都道府県等は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

ア　児童相談業務に関し実務経験のある児童相談所ＯＢや保健師ＯＢ等を児童相談所等に配置し、年間を通じて市町村に派遣・巡回させ、市町村職員とチームを組んで家庭訪問や面接指導等に取り組み、援助技術等の提供を行う。

イ　市町村に対し、要保護児童対策地域協議会の運営手法や好事例などを講習会等において伝達するほか、市町村が実施する先駆的な取組に関する支援等を実施する。

③　24 時間・365 日体制強化事業

ア　「24 時間体制強化」については、各児童相談所の通常の開所時間外の時間帯に行われる通告・相談に対応する 24 時間体制対応協力員を時間外に配置する。

イ　「365 日体制強化」については、各児童相談所が閉所している祝休日に行われる通告・相談に対応する 365 日体制対応協力員を祝休日に配置する。

ウ　アに掲げる時間帯またはイに掲げる祝休日に、児童相談所の職員を充てた場合に、その代替として平日の開所時間に 24 時間体制対応協力員又は 365 日体制対応協力員を配置する場合の体制強化についても対象とする。

エ　24 時間体制対応協力員及び 365 日体制対応協力員は、次のいずれかに

該当する者の中から任用するものとする。

（ア）児童指導員として児童福祉事業に従事した経験を有する者

（イ）教員として従事した経験を有する者

（ウ）児童福祉司として従事した経験を有する者

（エ）児童心理司として従事した経験を有する者

（オ）保健師として母子保健事業に従事した経験を有する者

（カ）保育士としてこども及び保護者の指導に従事した経験を有する者

（キ）児童福祉事業に熱意があって、前各事項に掲げると同等以上の能力を有すると認められる者

オ　留意事項

（ア）勤務時間が深夜から早朝になるなど、変則勤務が生じることから、労働関係法規に留意すること。

（イ）職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならないこと。

（ウ）相談業務自体を外部委託する場合には、エに掲げる要件に鑑み、その業務を遂行するのにふさわしいと考える者又は団体に委託すること。

（エ）虐待対応における初動の重要性に鑑み、各都道府県等は夜間・休日の体制整備の一層の充実に努めること。

④　司法審査等対応職員配置事業

一時保護状の円滑な請求や保護者の面会通信等に関する業務を補助する司法審査等対応職員を配置し、一時保護状の請求については、裁判官に提供する資料等の収集、必要な書類の起案・作成、裁判所への書類提出等の事務を行う。また、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 12 条に基づく保護者の面会通信等については、こどもや保護者の意見の聴き取り、保護者へ交付する制限を行う理由となった事実の内容等の事項を記載した書類の作成、保護者に対する制限理由や行政手続上の不服申立に関する説明、今後の支援についての説明等に関する事務を行う。

⑤　医療連携支援コーディネーター配置事業

児童相談業務に関し、実務経験のある児童相談所ＯＢや保健師等を児童相談所等に配置し、年間を通じて医療機関や児童養護施設等を巡回させ、児童相談所職員とチームを組んで退院可能なこどもに対して速やかに適切な支援を提供するために児童相談所と医療機関・児童養護施設等の調整機能の強化に取り組むとともに、入院中のこどもに関し、入院中から一時保護解除後に向けた調整を行う。

⑥　ＳＮＳ等相談事業

ＳＮＳ等を活用した即応性のある文字情報等による相談を実施するとともに、必要に応じ相談員の専門性を向上させるための研修、事業を効果

的かつ円滑に実施するための通信ログ等の分析・研究、相談技法の開発等を行う。

相談の実施に当たっては、自治体独自で構築したシステムの活用だけでなく、国のＳＮＳ相談システムを活用した相談支援体制構築のための外部委託等も対象とする。

相談員については、ＳＮＳ等を活用した相談又は電話相談の知識及び経験を有し、本事業の趣旨を理解する者とすること。

なお、ＳＮＳ等を活用した相談は、電話相談や対面による相談とは異なる相談技法が必要になることから、第三者への委託を行う場合も含めＳＮＳ等を活用した相談に関する知識及び経験を有していない相談員を選考する場合は、相談を開始する前に必要な研修を行うなどして十分な相談体制を整えること。

また、ＳＮＳ等を活用した相談について、同一機関において、子育てに悩みを抱える者やこども本人からの相談に加え、ＤＶに関する相談についても併せて対応している場合は、国庫補助における基準額の加算の対象となる。

⑦　通訳機能強化事業

日本語での意思疎通に困難がある家庭に対する相談対応の際に児童福祉司等と当該家庭のこどもや保護者等の通訳をＩＣＴ機器等を活用しながら行う。

5　児童相談所設置促進事業

（1）趣旨

児童虐待対応件数は増加の一途をたどり、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細やかな対応が求められていることから、平成 28 年の児童福祉法改正において、特別区についても児童相談所を設置できるよう、児童相談所の設置自治体の拡大が図られたところである。さらに令和元年の児童福祉法改正を受けた児童福祉法施行令の改正により児童相談所の管轄区域の人口をおおむね 50 万人以下とすることとされた。

これに伴い、児童相談所の設置を目指す中核市、施行時特例市及び特別区（以下「市区」という。）や児童相談所の増設を図る都道府県等に対し、設置準備に係る費用を補助することにより、児童相談所の設置を促すものである。

また、児童相談所の設置を目指す市区への都道府県等の協力を促進するため、都道府県等から市区への職員派遣に対する支援を行う。

（2）事業内容

ア　市区は、児童相談所の設置に向けた準備（検討段階を含む。）を行うため、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

①　設置準備に伴う事務手続等

児童相談所の設置準備に伴う事務手続等の業務を行う非常勤の設置準備対応職員を配置する。

② 研修等職員派遣

児童相談所の業務を学ぶための研修等に職員を派遣する間に、当該職員の代替として業務を行う非常勤の研修等代替職員を配置する。

イ 都道府県等は、都道府県等における児童相談所の増設の設置準備に伴う事務手続き等の業務を行う非常勤の設置準備対応職員を配置する。

ウ 都道府県等は、市区における児童相談所の設置を支援するため、児童相談所設置準備に向けた職員の派遣を行い、当該職員の代替として業務を行う非常勤の代替職員（以下「都道府県等代替職員」という。）を配置する。

（３）実施方法

① 設置準備対応職員は、児童相談所を設置するまでの間に、設置準備に伴う事務手続、関係機関との連絡・調整、地域住民への説明会の準備等の事務を担うこと。

② 研修等代替職員は、職員を研修等に派遣している間の他、児童相談所の視察や児童相談所設置に向けた会議等に出席している間にも配置することができる。

③ 都道府県等代替職員は、市区に対して職員を派遣している間において、児童や保護者への支援その他児童相談所のケースワークに関する業務を行うこと。

6 一時保護専用施設改修費支援事業

（１）趣旨

一時保護を行う際は、一人一人のこどもの状況に応じて、一時保護の目的を達成するために適した環境が選択されることが重要であり、そのための体制整備を行うことが必要である。このため、一時保護施設において必要な定員設定・整備を行うほか、一時保護専用施設等の委託一時保護を活用する等により適切な支援を確保する必要があることから、当該施設等の改修費用を支援することにより、一時保護専用施設の設置促進を図るものである。

（２）事業内容

「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（令和７年３月 27 日付けこ支虐第 95 号こども家庭庁支援局長通知）の別紙「一時保護実施特別加算費実施要綱」における設備要件を満たすために必要な改修を行う。なお、改修を行っている期間において生じる賃借料についても補助対象とする。

（３）留意事項

施設等の改修費用について、次世代育成支援対策施設整備交付金等の対象となるものについては、本事業の補助対象外となる。

7 市町村相談体制整備事業

（１）趣旨

平成 28 年の児童福祉法改正において、基礎的な地方公共団体である市町村は、こどもの最も身近な場所におけるこども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが責務として明確化されたところである。さらに、令和４年の児童福祉法改正において、市町村は、こども家庭センターの設置に努める

こととされたところ。

これを踏まえ、市町村が、こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うとともに、こども家庭センターにこどもがアクセスしやすい環境とするために必要な体制の整備を図るものである。

（２）事業内容

①　市町村スーパーバイズ事業

市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所ＯＢ等の非常勤の職員（以下「スーパーバイザー」という。）を配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う。

②　要保護児童対策地域協議会機能強化事業

ア　調整機関に配置される調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。

イ　調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。

③　相談支援体制強化事業

ア　保育所や学校等のこどもの関係機関と連携し、こどもたちが相談しやすい体制を整備するため、こどもやこどもの関係機関の職員からの相談対応を担当するこども担当相談員をこども家庭センター等に配置する。

イ　こどものニーズに応じた相談支援を実施する体制を整備するため、公認心理師・精神保健福祉士等の専門人材をこども家庭センター等に派遣・配置する。

④　ヤングケアラー支援事業

学校等が把握し市町村のこども家庭センター等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集約・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする。

（３）実施方法

①　市町村スーパーバイズ事業

スーパーバイザーの役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

ア　要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦等を対象とした支援業務（危機判断とその対応（情報源からの聞き取り、安全確認、危機判断、危機対応）及び支援（調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等））に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

イ　法第 26 条第１項第２号等に基づき、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市町村が行う指導に対する専門的技術的助言・指導等を行う。

ウ　その他、必要と認められる場合に専門的技術的助言・指導等を行う。

②　要保護児童対策地域協議会機能強化事業

ア　要保護児童対策地域協議会に関する総括（協議事項や参加機関の決定等の開

催に向けた準備、議事運営、議事録の作成、資料の保管等)、支援の実施状況の進行管理（関係機関等による支援の実施状況の把握、市町村内における全ての虐待ケースについての進行管理台帳の作成等）及び関係機関との連絡調整を行う。

イ　虐待対応強化支援員又は心理担当職員の役割は、それぞれ次に掲げる業務を行うものとする。

（ア）虐待対応強化支援員

虐待相談、虐待が認められる家庭等への支援等に対する助言等を行う。

（イ）心理担当職員

心理アセスメント、こどもや保護者等の心理的側面からのケア等に対する助言等を行う。

③　相談支援体制強化事業

必要に応じて以下のア及びイのいずれか又は両方の取組を行う。

外部委託する場合には、記載事項に十分留意し、その業務を遂行するにふさわしい者を選定すること。

ア　こども家庭センター等に配置されたこども担当相談員は、こどもやこどもの関係機関の職員からの様々な相談に対応するとともに、保育所や学校等のこどもの関係機関と連携し、こどもたちが相談しやすい体制を整備する。こども担当相談員は、児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）等において相談業務に従事した経験を有している者又は実務経験者である教員として従事した経験を有する者や保育士としてこども及び保護者の指導に従事した経験を有する者等、若しくはそれと同等の能力を有すると認められる者等の事業の趣旨に鑑み適当と認められる者を任用するものとし、その配置については１市町村当たり２名を上限とする。

また、こども担当相談員は、日頃から保育所や学校等のこどもの関係機関と顔の見える関係を構築し、関係機関とこどもの情報を共有しやすい環境づくりに努めるとともに、こどもと日々接点のある学校の担任やスクールソーシャルワーカー、保育士等がこどもや家庭の異変に気付いた際に速やかにこども担当相談員へ連絡できるよう、こどもの関係機関に対し連絡先を周知徹底すること。連絡を受けたこども家庭センター等は支援内容を検討し、こどもの SOS に対する適切な支援を行うこと。

イ　公認心理師・精神保健福祉士等の専門人材をこども家庭センター等に派遣・配置することで、こどもの様々な困りごと・ニーズを的確にアセスメントし、適切な支援を提供するための体制を整備する。

④　ヤングケアラー支援事業

学校や実態調査等により把握したヤングケアラーの情報を、こども家庭センター等において一元的に集計・把握する。また、関係部局と調整しつつ、新たな人員の確保やデータの集計・把握に必要な仕組み作り等を行うなどし、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップを行う。

（４）留意事項

事業の実施にあたっては、こども家庭センターが事業を実施する又は実施に関与するとともに、事業の実施を通じて支援が必要な妊産婦・こども・保護者を把握した場合には、こども家庭センターに当該妊産婦・こども・保護者に関する情報を共有し、必要に応じて支援の内容に関する協議を行うものとする。

８　未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業

（１）趣旨

「児童虐待防止対策の抜本的強化」（平成 31 年３月 19 日、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等のこどもに関する定期的な安全確認を毎年度、定期的に行うこととされていることを踏まえ、各市町村における継続的な取組を支援する。

さらに、未就園児も含めた小学校修了前の全てのこどもの育ちを保障する取組を強化するため、安全確認により把握した児童・家庭の困りごとを、円滑かつ確実に支援・サービスに結びつけていくための各市町村における取組を支援する。

なお、安全確認により把握する児童・家庭の困りごととしては、例えば、保育サービスの利用に関する課題や、家事・育児の負担、こどもとの関わり方が分からない等の養育上の様々な課題はもちろん、こどもの発達（聴覚や視覚等の発達を含む。）に関する不安や悩みまで幅広いものが想定されるため、各課題に応じた連携先をあらかじめ把握しておくなど、必要な準備を行うことが求められる。

（２）事業内容

①　訪問支援

乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が状況確認をできていない児童をリストアップし、当該児童を対象とした家庭訪問を実施し、養育環境の把握及び目視による児童の状況確認を行う。

②　申請手続等支援

①によって把握した児童・家庭に対し、地域のＮＰＯ法人や児童委員、子育て支援員等の民間関係者・団体を活用しながら、訪問等により困りごとを把握し、他の支援施策につなぐための支援や、各種申請手続のサポートを含む申請手続等支援を行う。

（３）実施方法

①　訪問支援

確認対象児童の住所地市町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市町村が目視による状況確認を依頼した機関や関係者（他の市町村の機関等を含む。）が、目視により、

確認対象児童に係る養育環境等の状況確認を実施することとする。状況確認に当たっては、必要に応じて、ＩＣＴ機器を活用した通信手段を用いて把握を行うなどの工夫を検討し、状況確認を実施すること。

② 申請手続等支援

①によって把握した児童・家庭を円滑かつ確実に支援・サービスに結びつけるため、保育所や障害児支援等の支援施策の利用のための各種申請手続のサポートや、必要に応じて、通訳等を活用するなど、工夫して実施すること。

（４）留意事項

① （３）の①及び②は併用又はいずれか一つでの活用も可能とする。

② 事業の実施にあたっては、こども家庭センターが事業を実施する又は実施に関与するとともに、事業の実施を通じて支援が必要な妊産婦・こども・保護者を把握した場合には、こども家庭センターに当該妊産婦・こども・保護者に関する情報を共有し、必要に応じて支援の内容に関する協議を行うものとする。

9 一時保護機能強化事業

（１）趣旨

一時保護施設においては、都市部を中心とした満杯状態の問題と同時に、様々な異なる背景を有するこどもを同一の空間において援助する混合での円助の問題、さらには長期化する一時保護中のこどもの教育の保障の問題等が地域を問わず発生しており大きな課題となっている。

このため、都道府県等は、一時保護施設が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員ＯＢ、看護師、心理士、警察官ＯＢ、児童指導員ＯＢ、児童相談所ＯＢ及び通訳などによる一時保護等対応協力員を一時保護施設等に配置し、的確な心身の状態把握・評価（アセスメント）を行い、一時保護中のこどもに適切な教育、医療的・心理的支援などを実施することにより、こどもの健全育成の推進や一時保護施設が抱えている問題の改善を図るものである。

（２）事業内容

次のいずれかの一時保護等対応協力員を配置する。

① 学習指導協力員

保護しているこどもの個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行うものとする。

② 障害等援助協力員

疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のあるこどもに対する心理治療を行うものとする。

③ トラブル対応協力員

混合での援助などからくるこどもの間でのトラブルや保護者とのトラ

ブル等の軽減や夜間休日等における即時対応体制の強化を図ることとする。

④　専門的ケア対応協力員

保護しているこどもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行うものとする。

⑤　一時保護委託付添協力員

児童養護施設や医療機関等へ一時保護委託を行う場合の付添（医療機関への委託一時保護など、こどもが入院している場合に、病院院内での付添や通常家庭が行う世話（洗濯物の回収等）や病院との連絡調整を含む。）や、一時保護施設又は一時保護委託した児童養護施設等から学校に通う場合の付添を行うものとする。

また、一時保護委託付添協力員が一時保護施設又は一時保護委託した児童養護施設等から保護しているこどもの原籍校に通学する際に付添を行う場合は国庫補助における基準額の加算の対象となり、送迎に要する費用（タクシー利用料等）も補助対象とする。

なお、本事業は一時保護児童の付添支援を目的としたものであることから、例えば自動車の運転業務のみを行うなど移送業務に限定する場合は、補助対象外とする。

⑥　夜間対応協力員

夜間に緊急一時保護するこどもの対応や夜間対応時の一時保護施設内のバックアップ支援等を行うものとする。

⑦　権利擁護推進員

意見表明等支援事業者との連絡調整や意見箱等の導入・運用改善、一時保護施設のルールの改善の検討・提案等一時保護施設で生活するこどもの権利擁護を推進するための取組を行うものとする。

⑧　その他（外国人対応協力員（通訳など）等）

個々の保護しているこどもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員等の業務の補助を行うものとする。

（３）実施方法

一時保護等対応協力員は、一時保護施設に置き、所長の監督を受け、（２）の業務を行うものとするが、必要に応じ、児童相談所に置くことや、一時保護委託先に派遣することもできる。

（４）留意事項

①　様々な異なる背景を有するこどもが入所する一時保護施設での対応は、専門性を備えた職員が対応することが原則であることから、任用に当たっては、資格、経験、人柄等を十分勘案すること。

②　職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならないこと。

③　（２）①の学習指導協力員が行う学習指導については、こどもの学齢等を考慮した対応に努めること。

④　外部委託する場合には、上記①～③に掲げる留意事項に十分に留意し、その業務を遂行するのにふさわしいと考える者又は団体を選定すること。

10　官・民連携強化事業

（１）趣旨

都道府県等（児童相談所）が要保護性の高い困難事例に対応していくためには、児童相談所の体制の強化を図るとともに、民間団体との連携の強化を図っていくことも必要であるため、ＮＰＯ法人等の民間団体を活用した取組を行うものとする。

（２）事業内容

①　民間団体委託推進事業

都道府県等は、児童相談所の業務の一部を委託するため、地域において児童虐待の発生予防や対応を行っているＮＰＯ法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、委託先の適否を判断するための検討を行う。

②　民間団体活動推進事業

都道府県等は、民間団体と連携し、こどもたち本人及び保護者からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、親子関係再構築の取組等を実施する。

③　民間団体育成事業

都道府県等は、児童相談所が行う安全確認などの業務について受託することができる民間団体を育成するため、以下の取組を実施する。

ア　民間団体へのアドバイザーの派遣

イ　先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練

ウ　その他民間団体の育成に資する取組

（３）留意事項

（２）③の民間団体育成事業について、子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）における親子再統合（親子関係再構築）支援事業の親子関係再構築民間団体育成事業の対象となる事業については、本事業の対象外となる。

11　評価・検証委員会設置促進事業

（１）趣旨

外部有識者等をメンバーとした評価・検証委員会（以下「委員会」という。）を設置し、児童相談所の業務管理・組織運営等についての定期的な評価と助言を行うことや、児童虐待による死亡事例等について、事実の把握を行い、死亡した児童の視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策の

検討を行うものである。

また、法第 12 条第７項に基づき、都道府県知事は児童相談所が行う業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより業務の質の向上に努めなければならないこととされている。そのため、民間団体から第三者評価を受けることにより、より効果的な質の向上を図るものである。

（２）事業内容

①　死亡事例等検証委員会

「『地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について』の全部改正について（令和７年３月 28 日付こ支虐第 126 号）」（以下「検証通知」という。）に規定する検証に加え、（１）の趣旨に基づく以下の内容等を実施する。

ア　児童相談所の評価方法についての検討及び評価指標やチェックリスト等の作成（都道府県等に限る。）

イ　事例の検証方法についての検討、マニュアル等の作成

ウ　ア又はイを基にした定期的な評価・助言、検証の実施

エ　委員会で提言された再発防止策の取組状況の評価・助言

オ　ウ及びエに基づく報告書の作成、公表

また、委員会の構成員は、検証通知の別紙の第１の４に規定する者や、児童相談所や都道府県職員、要保護児童対策地域協議会の構成員・調整機関職員など、児童相談所の運営や児童家庭相談について相当の知見を有する者とする。

②　民間団体による児童相談所の第三者評価

児童相談所の第三者評価を実施するにあたっては、以下の内容等を実施する。

ア　「児童相談所における第三者評価　ガイドライン（案）」（令和２年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所の第三者評価に関する調査研究報告書（三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング）」等も踏まえ、第三者評価を受審する。

イ　第三者評価は都道府県等が評価を適切に実施できると認める民間団体に依頼する。

ウ　児童相談所は評価結果を踏まえ、業務や体制の見直しを図り、業務の質の向上に努めること。

エ　評価結果は、都道府県等のホームページ等で原則公表すること。ただし、個人情報や職員が特定されないように留意すること。

（３）留意事項

①　本事業は、検証通知に規定する検証に加えて、（２）①の事業内容を実施するものであることから、委員会の構成員は、検証通知の別紙の第１の３に規定する検証組織の構成員とする又は構成員を活用するなどの工夫をされたい。

② 事業の実施にあたっては、こども家庭センターが事業を実施し、又は実施に関与し、地域の包括的支援体制の整備に資する取組の充実を図ることとする（市町村が実施主体となる場合に限る。）。

12 未成年後見人支援事業

（１）趣旨

未成年後見人は、親権を行う者のいない未成年者の財産管理、契約等の法律行為を行うだけでなく、監護あるいは教育を行う権利義務を負っており、こどもの権利擁護を図る上で重要な役割を担っている。このため、児童相談所長は、親権を行う者がいないこども等について、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の請求を行うとともに、未成年後見人を必要とするこども等の把握に努めることが重要である。

本事業は、未成年後見人が必要とする報酬等の全部又は一部を支援することで、未成年後見人の確保を図るとともに、こども等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とするものである。

（２）事業内容

① 未成年後見人の報酬補助事業（以下「報酬補助事業」という。）

児童相談所が必要と認め、家庭裁判所より選任され報酬の付与が認められた者に対して、予算の範囲内で補助する。

② 未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業（以下「損害賠償保険料補助事業」という。）

児童相談所が必要と認め、家庭裁判所より選任された未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償の保険料を補助する。なお、損害賠償保険料補助事業の運営主体は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「日本社会福祉士会」という。）とする。

（３）共通項目

① 対象とする未成年後見人

報酬補助事業及び損害賠償保険料補助事業の対象となる未成年後見人は、法（以下「法」という。）第 33 条の８の規定により児童相談所長が家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所より選任された未成年後見人又は児童相談所長以外の者が選任の請求を行い選任された未成年後見人若しくは家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人（但し、児童相談所長以外の者が選任の請求を行い選任された未成年後見人及び家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人については、児童相談所長が選任請求を行う場合に準じる状況にあると児童相談所長が認める児童に係る未成年後見人に限る。）であり、かつ、次に掲げる事項を全て満たしていること。

ア 被後見人の預貯金、有価証券等及び不動産の評価額の合計が、1,700 万円未満であること

イ　被後見人の親族以外の者であること。ただし、被後見人が法第27条第１項第３号の規定により措置されており、当該被後見人が入所している児童福祉施設を運営する法人若しくは当該法人の職員又は委託されている里親（以下「児童福祉施設を運営する法人等」という。）が未成年後見人となった場合は対象としない（当該児童福祉施設を運営する法人等について、被後見人の施設退所後等の自立に備えて選任の請求がなされた場合を除く。）。

②　対象期間等

ア　報酬補助事業及び損害賠償保険料補助事業の対象期間は、原則被後見人が成年に到達する日の前日までとする。なお、児童相談所長は１年に１回以上被後見人、未成年後見人の状況を確認すること。

イ　児童相談所長が選任請求を行う場合に準じる状況にあると児童相談所長が認める児童とは、以下の要件に該当する児童をいう。

（ア）児童相談所が把握している児童であること。

（イ）保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童であること。

（ウ）親族が、監護・養育能力及び財産管理能力の全部又は一部を欠くため、親族以外の者を未成年後見人として選任せざるを得ない状況（親族以外の者が親族未成年後見人と共同で未成年後見人に選任されている場合を含む。）にある児童であること。

（４）報酬補助事業の申請等

①　報酬補助事業の申請者

（３）①に掲げる要件を満たしている未成年後見人であって、家庭裁判所に報酬の請求を行い、額が決定された者とする。

なお、法第 33 条の８の規定に基づき家庭裁判所に未成年後見人の選任の請求を行った児童相談所長は、当該未成年後見人に対し報酬補助の取扱いに関する資料を提供するなど、申請手続の勧奨等に係る取組を行うこと。

②　申請方法

（４）①に掲げる要件を満たしている未成年後見人は、報酬額決定後、法第 33 条の８の規定により選任の請求を行った児童相談所を経て、都道府県等に報酬補助の申請を行う。

③　報酬額

１人あたり年額 240,000 円（月額上限 20,000 円×12 月）

なお、1 人の未成年後見人が複数のこどもを後見する場合は、被後見人１人あたり年額 240,000 円（月額上限 20,000 円×12 月）とし、１人の被後見人を、複数の未成年後見人が後見する場合は、未成年後見人１人あたり年額 240,000 円（月額上限 20,000 円×12 月）とする。

また、報酬額については、家庭裁判所が未成年後見人からの申請を受け、当該年度に決定した報酬額に対して、月額 20,000 円の範囲内で補助を行

う。

④　その他

本要綱に定める他、詳細は各都道府県等が定めるものとする。

（５）損害賠償保険料補助事業の加入申請等

①　損害賠償保険料補助事業の加入申請者

都道府県等が（３）①に掲げる要件を満たしている未成年後見人及び被後見人に係る損害賠償保険を日本社会福祉士会に対し、加入申請を行う。なお、加入申請に必要な事項は日本社会福祉士会において別に定めるものとする。

②　損害賠償保険料

未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険料

ア　未成年後見人の賠償責任保険

１人あたり年額 5,210 円

イ　被後見人の傷害保険

１人あたり年額 8,420 円

なお、1 人の未成年後見人が複数のこどもを後見する場合の賠償責任保険は、被後見人１人あたり年額 5,210 円とし、１人の被後見人を、複数の未成年後見人が後見する場合は、未成年後見人１人あたり年額 5,210 円とする。

また、損害賠償保険の加入が年度途中の場合には、加入する月により、保険料が変更となる。詳細については、日本社会福祉士会において別に定めるものとする。

③　損害賠償保険の補償限度額

１事故あたりの補償限度額は、次に掲げるものとする。

ア　未成年後見人業務の補償限度額

（ア）対人事故　１億円（免責金額　1,000 円）

（イ）対物事故　１億円（免責金額　10,000 円）

（ウ）純粋経済損害　200 万円（免責金額　10,000 円）

（エ）人格権侵害　200 万円（免責金額　10,000 円）

イ　被後見人の補償限度額

（ア）後遺障害　300 万円

（イ）入　　院　１日につき 1,000 円

（ウ）通　　院　１日につき 500 円

（エ）日常賠償責任　１億円（免責金額　1,000 円）

④　その他

児童養護施設等を退所したこども等に対する就職やアパート等を賃借する際、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約については、別途本職通知「身元保証人確保対策事業の実施ついて」に定める『身元保証人確保対策事業』を活用すること。

13　児童の安全確認等のための体制強化事業

（１）趣旨

児童相談所や市町村における児童虐待に関する相談対応件数が増加している中で、児童相談所又は市町村において、児童虐待の通告を受けた際のこどもの安全確認等の体制を強化することや、施設への入所措置、里親への委託、一時保護（一時保護委託含む）や一時保護解除の際に遠方まで複数名で移送等をすることがあることから、移送等を行う体制を強化することを目的とする。

（２）事業内容

①　次のいずれかの非常勤の安全確認等対応職員を配置する。

ア　安全確認対応職員

児童虐待の通告のあったこどもについて、目視による安全確認を行うことや、継続的な支援を行っているこどもについて、定期的な状況確認を行う。

イ　事務処理対応職員

児童相談所又は市町村において、児童記録の整理や相談の受付等の業務を行う。

②　次の非常勤の移送等対応職員を配置する。

移送等対応職員

児童相談所において施設への入所措置、里親への委託、一時保護（一時保護委託含む）や一時保護解除の際に児童福祉司等とともに遠方まで移送等を行う。

（３）実施方法

安全確認対応職員は、児童相談所又は市町村に配置する。

特に、児童虐待の通告のあったこどもについての安全確認や調査等の初期対応を強化する観点から、複数名の安全確認対応職員を配置することが求められる。

移送等対応職員は都道府県等に配置する。(中央児童相談所等の１つの児童相談所に配置することも可)

（４）留意事項

①　安全確認対応職員については、警察官ＯＢ等その業務を遂行するにふさわしいと考える者を充てること。

②　こどもの安全確認は年間を通じてその体制強化を図る必要があることから、安全確認対応職員は、可能な限り、年間を通じて週 28 時間程度の勤務とすることが望ましいが、短時間勤務の複数の非常勤職員を任用するなどして対応しても差し支えない。

③　外部委託する場合には、業務を遂行するのにふさわしいと考える者又は団体を選定すること。

④　移送等対応職員の遠方は「通常の交通手段で片道１時間以上」が目安であること。

14　児童虐待防止等のための広報啓発等事業

（１）趣旨

各都道府県等において、児童虐待防止及びヤングケアラー認知度向上に係る広報啓発等事業を通じ、関係機関・団体を通じ、関係機関・団体や地域住民等への児童虐待・ヤングケアラーに関する意識の向上を図ることにより、児童虐待の防止及びヤングケアラーへの適切な対応に資することを目的とする。

（２）事業内容

① 地域における児童虐待に関する情報発信やヤングケアラーへの認知・理解促進等を図るための広報啓発事業。

② 地域の関係機関、関係団体等に対して児童虐待防止の取組を促し、児童相談所と市町村や当該関係機関等との連携協力体制の構築を図る事業。

③ 児童相談所において通告・相談等を受け付けるための通信設備の改修や転送サービスの利用等を行う事業。

15 児童福祉司等専門職採用活動支援事業

（１）趣旨

暮らす場所や年齢にかかわらず、全てのこどもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けたこどもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、これまでの取組に加えて、更に進めるため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定されたことを踏まえ、児童福祉司等の専門職の採用活動を強力に行うことを目的とする。

（２）実施方法

児童相談所等に児童福祉司等の専門職の採用活動を行う者を配置又は民間委託により、学生向けセミナー、インターンシップ、採用サイト、合同説明会ブースなどの企画や、採用予定者に対する研修などの専門職確保のための採用活動等を行う。なお、児童福祉司の採用活動とその他の専門職の採用活動を併せて実施する場合は、国庫補助における基準額の加算の対象となる。

16 児童福祉司任用資格取得支援事業

（１）趣旨

児童相談所の体制強化を進めるため、法第 13 条第３項第２号に規定する課程の修了により児童福祉司の任用資格を取得することを支援し、更なる人材確保を推進する。

（２）実施方法

法第 13 条第３項第２号の規定に基づき実施される課程（通信課程）の受講者に対し、自治体が受講料や旅費等の受講に必要な費用の負担を行う場合、当該費用への補助を行う。本事業の補助対象は、原則として、当該課程

を修了する年度又はその翌年度において、児童相談所に児童福祉司として配置される者とするが、やむを得ない事情により、児童相談所への配置が困難となった場合や、当該課程を修了できなくなった場合は、この限りではない。

17　被害事実確認面接支援事業

（１）趣旨

性的虐待や重篤な虐待事案などについて、被害内容を何度も聴取することは、こどもにとって心理的負担が重く、記憶の汚染が生じる恐れもある。こどもの心理的負担を最小限にするためには、できるだけ少ない回数で正確な事実を聴取することが望ましく、児童相談所、検察、警察が連携し、その代表となる機関の職員が聴取を行う協同面接の実施が増えている。面接の実施には、一定の研修の受講及び専門機関による継続的なトレーニングが必要となるなど、高い専門知識と技術が必要であることから、協同面接を含めた被害事実確認面接等を民間団体等の協力を得て推進を図る。また、専門知識を有する児童相談所の職員を育成し、被害事実確認面接等の質の向上を図る。

（２）実施方法

①　協同面接を含めた被害事実確認面接等の民間団体への委託

以下のいずれかの業務について民間団体に委託等するための費用を補助する。

ア　面接実施に係る準備や打ち合わせ

イ　専門の研修を受けた面接者の派遣

ウ　面接の記録・録音・録画

エ　専門家による助言指導

オ　その他被害事実確認面接等を推進するための取組

②　心理的ケアに係る民間団体委託

協同面接を含めた被害事実確認面接等の実施にあわせてこどもの心理的負担軽減のための支援を行う際の委託等するための費用を補助する。

③　研修受講

協同面接を含めた被害事実確認面接等を実施する際に必要な専門知識や技術を習得するための研修を受講する際の費用を補助する。

④　備品購入

協同面接を含めた被害事実確認面接等時に必要なモニターやカメラ等の備品を購入する際の費用を補助する。

（３）留意事項

①　協同面接の実施に際し、民間団体の協力を得ようとする際には、事前に検察・警察との協議を行い、理解や協力を得ること。

②　個人情報の保護に関し、民間団体と十分な取り決めを行うこと。

③　その業務を遂行するのにふさわしいと考える者または団体を選定すること。

18　こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業

（１）趣旨

令和４年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和６年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員等の任用要件の１つとして位置づけられた。本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5～265.5 時間の研修の受講等を経て取得するものである。

本事業は、これらの者が研修等に参加しやすい環境を整備することを目的とする。

（２）事業内容及び実施方法

①　研修受講支援

児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で勤務している職員（施行規則第５条の２の８第１号から４号に定める者をいう。）がこども家庭ソーシャルワーカー研修を受講するための旅費及び研修受講料（受講要件確認審査料、試験受験料、試験受験に係る旅費は含まない。）を補助する。また、研修受講者の勤務先において代替職員を確保するための雇上費を補助する。

市区町村が本事業を実施する場合は、市区町村職員を対象とするものに限る。その際、都道府県等と市区町村とで当該職員に係る補助金等の申請が重複することがないよう、両者の協議により確認を行うこと。なお、当該職員が支払った研修受講料を同一年度中に事後的に精算しても差し支えない。

②　見学実習受入施設等への代替職員配置

こども家庭ソーシャルワーカー研修の見学実習を受け入れる施設等に（こども家庭庁告示第１４号（令和５年 11 月 14 日）における見学実習Ⅰ（演習）及び見学実習Ⅱ（演習）を行う見学実習施設として、研修実施機関と契約を締結し受講者を受け入れている施設等をいう。）対し、当該対応に係る代替職員の配置に必要となる経費の補助を行う。

③　資格取得者の配置促進

ア　事業内容

（ア）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金によるもの

児童相談所や市区町村相談支援部門、利用者支援事業を実施する事業所、法第７条で定める児童福祉施設（イの対象となる施設を除く。）にこども家庭ソーシャルワーカー資格登録者である職員を配置し、当該職員の手当額等を増額する等によりの増額による賃金引き上げ（※１）を行う。

（イ）児童入所施設措置費等国庫負担金によるもの

児童養護施設等（※２）にこども家庭ソーシャルワーカー資格登録者である職員を配置することに伴い、当該職員の賃金等引き上げ（※１）に係る加算を行う。

※１　本事業による賃金引き上げとは、職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が同等の条件の下で適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。なお、公務員へ手当等を支給する際は、「こども家庭ソーシャルワーカー研修の受講に係る財政支援の積極的な活用のお願いと取得促進事業のＱ＆Ａについて」（令和６年 12 月 17 日付こども家庭庁支援局虐待防止対策課事務連絡）も参考に、支給対象となる対象者及び職務・業務の内容を整理することが必要である。

※２　乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）、一時保護施設

イ　賃金引上げ等の要件

資格取得者の配置促進（ア（ア）及び（イ）による賃金引き上げ等）を実施する自治体においては、以下の事項を満たすことを条件とする。

（ア）賃金引き上げ等の金額は、職員の賃金引き上げ等及び当該賃金引き上げ等に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。なお、賃金引き上げ等の具体的な実施方法については、対象施設等の判断による柔軟な運用を認める。

（イ）賃金引き上げ等について、収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後５年保管しておかなければならないこと。

（ウ）賃金引き上げ等を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。

（エ）賃金引き上げ等により講じた賃金の水準を維持すること。

（オ）対象施設等において実施された賃金引き上げ等が本事業の要件を満たさないことが確認された場合、既に支給された賃金引き上げ等の一部若しくは全部を返還させること又は賃金引き上げ等を取り消すこととする。

（３）留意事項

事業の実施にあたっては、こども家庭センターが事業を実施し、又は実施に関与し、地域の包括的支援体制の整備に資する取組の充実を図ることとする（市町村が実施主体となる場合に限る。）

（４）費用

（２）①、②及び③ア（ア）の事業に係る経費については、「児童虐待防

止対策等総合支援事業費の国庫補助について」（令和５年 10 月 27 日こ支虐第 170 号こども家庭庁長官通知）によるものとし、（２）③ア（イ）の事業に係る経費は「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和５年５月 10 日こ支家第 47 号こども家庭庁長官通知）によるものとする。

19　こども若者シェルター・相談支援事業

（１）趣旨

虐待等に苦しむ 10 代から 20 代のこども・若者は、一時保護や施設入所等を望まない、あるいは年齢により対象とならない場合もある一方で、家庭内の状況等に応じた様々なニーズを抱えていることから、こうしたこども・若者視点からの新たなニーズへの対応として、家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保することを目的とする。

（２）実施主体

実施主体は、都道府県等とする。

なお、実施主体は（４）に掲げる事業内容の全部又は一部について、年間を通じてこども若者支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。以下「社会福祉法人等」という。）に委託等することができる。

（３）対象者

虐待等により家庭等に居場所がない 10 代からおおむね 20 代のこども・若者であって、都道府県等が本事業の対象とすることが適当と認めた者（以下「こども・若者」という。）とする。

（４）事業内容及び実施方法

都道府県等はこども若者シェルター・相談支援事業（以下「本事業」という。以下同じ。）を実施する場合、①の事業を行うことを必須とし、②から⑤の事業については、対象者のニーズ等に応じて実施することができる。

①　宿泊を含む居場所の提供及び生活支援、相談支援（こども若者シェルター）都道府県等は、こども若者シェルターを利用したいというこども・若者本人の意向があり、身体的・心理的な状態や家庭環境等により、保護者の元に戻すことが難しく、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、当該こども・若者に、その希望に応じて宿泊も可能な居場所を提供し、食事の提供などの生活支援や相談支援を以下の通り実施すること。

ア　宿泊可能な居場所の利用人数

宿泊利用の人数はおおむね６人とする。ただし、緊急的に受入れや地域・当該居場所に供する設備等の事情により、宿泊利用の人数に増減が

あることは差し支えない。また、宿泊以外の時間帯における居場所の利用については、宿泊利用の人数を超えて利用させることとして差し支えない。

イ　職員

（ア）管理者１名及び支援員３人以上配置すること。ただし、支援員を２人以上配置している場合には残りを補助員（指導員を補助する者。非常勤可）をもって代えることができること。また、管理者については、支援員と兼ねることができること。

（イ）管理者は児童福祉事業等において 10 代からおおむね 20 代のこども・若者の支援に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有する者であること。

（ウ）支援員はこども・若者の支援の理解と熱意を有する者であって、こども・若者に対して適切な生活支援等ができる者であること。

（エ）こども・若者がいる時間帯（夜間を含む。）は支援員を１人以上配置すること。ただし、こども・若者の年齢や生活の状況等からみてこども・若者の安全確保等の観点から支障がないと認められる場合において、こども・若者一人にそれぞれ賃貸物件の一室を居室として利用させるような形態をとることにより、こどもの居室がある場所に支援員を配置することが困難な場合には、以下ａ及びｂを満たしていれば、こども・若者の居室とは別の近隣の建物に所在している事務所等に支援員を配置することとして差し支えない。

ａ　こども若者シェルターを利用しているこども・若者からの連絡等に応じてこども若者シェルターの状況を確認する等必要な対応がとれる体制を確保すること。

ｂ　毎日１回以上こども・若者の居室を巡回等し、こども・若者の状況の確認や必要な相談支援を行うこと。

ウ　設備等

（ア）都道府県等がこども・若者に対する支援として、適当と認めた場所であること。（空き家や賃貸物件の活用を含む。）

（イ）日常生活を支障なく送るために必要な設備を有し、職員がこども・若者に対して適切な支援を行うことができる形態であること。

（ウ）個々の入居者の居室面積は、健康で文化的な住生活を営める広さを確保することとし、一居室当たりの入居者は一名（個室）が原則であること。ただし、緊急的に宿泊利用の受入れを行う必要がある場合は、この限りではないこと。また、本事業は、こども・若者が緊急的・一時的に利用することが想定される事業であることから、こども・若者間のトラブルを防止する観点から、性別に応じて居室のフロアを分けて安全管理を徹底するなど、居室の適切な設定・管理に十分配慮する

こと。

（エ）居間、食堂等こども若者シェルターを利用しているこども・若者が相互交流することができる場所を有していることが望ましいこと。なお、相互交流することができる場所はこども・若者の居室と別の近隣の建物に所在していることでも差し支えないこと。

（オ）保健衛生及び安全並びにプライバシーの保護について、十分考慮されたものでなければならないこと。また、保健衛生については、地域の医療機関と必要な連携を図ること。

エ　居場所の提供期間

居場所の提供による支援はおおむね２か月までとする。ただし、こども・若者の最善の利益の観点から引き続き同居場所で支援をしていく必要があると認められるときは、引き続き支援することができる。その際、都道府県等が委託又は補助により本事業を実施する場合にあっては、当該シェルターの担い手となる事業者は都道府県等と相談すること。なお、支援が２週間を超える場合には、支援計画を策定すること。

オ　生活支援、相談支援

こども・若者が自立にした生活を営むことができるよう、こども・若者が置かれている環境に応じて以下に関する必要な支援を行うこと。

（ア）現在の悩みや今後の生活に関すること

（イ）対人関係、健康管理、食事等日常生活に関すること

（ウ）児童相談所や市町村等関係機関との必要な連携

（エ）当該こども若者シェルターを退所したこども・若者に対する相談支援

カ　食事の提供その他日常生活に必要な費用

（ア）都道府県等は、こども若者シェルターによる居場所の提供期間中におけるこども・若者への食事の提供その他日常の生活で通常必要となるものについては、以下の場合を除き、都道府県等において負担すること。

ａ　当該こども・若者が就職等しており、食事の提供その他日常の生活で通常必要となる費用の負担が可能な場合

ｂ　当該こども・若者が児童福祉法等関係法令に基づく委託一時保護など他の国庫補助金等の補助を受けている場合

（イ）上記（ア）ａによりこども・若者に負担させることができる金額は、運営規定等で都道府県等が定めた額以下とし、あらかじめこども・若者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該額は、こども・若者の経済状況等に十分配慮した額としなければならない。

②　心理療法（カウンセリング）支援

こども・若者に心理療法（カウンセリング）が必要な場合に適切に支援が行うことができるよう、心理療法担当職員を配置する。

なお、心理療法担当職員はは「一時保護施設設備運営基準」第 22 条に定める心理療法担当職員に該当する者であること。

③　日中の居場所の提供、就労支援・就学支援

ア　日中の居場所の提供

（ア）４①に定めるこども若者シェルターの宿泊利用者及びこども若者シェルターの宿泊利用者以外のこども・若者に対し、宿泊を伴わない居場所の提供、相談支援を行う。なお、こども若者シェルターの宿泊利用者だけの利用の場合は本項に定める日中の居場所の提供には該当しない。

（イ）開所時間はこども・若者のニーズに十分に応じることができるよう設定すること。

（ウ）こども・若者の安心・安全を守る事業目的の観点から、こども若者シェルターの所在地を秘匿している場合には、こども若者シェルター所在地以外のこども・若者の安心・安全を提供できる場所において実施すること。

（エ）必要に応じ、現在のこども若者シェルターの宿泊利用者とこども若者シェルター経験者との交流や、日中の居場所の提供を利用するこども・若者との交流などの機会を設けること。

イ　就労支援・就学支援

４①に定めるこども若者シェルターの宿泊利用者及びこども若者シェルターの宿泊利用者以外のこども・若者が就労または就学の支援を希望する場合に、公共職業安定所など関係機関への同行や連絡調整、就職に係る情報提供や面接指導等の就労支援、こども・若者の習熟状況に応じた学習支援、こども若者シェルターからの通学支援、進路相談等の就学支援ができるよう職員を配置する。また、異なる年齢のこども若者シェルター利用者が就学支援を希望する場合には、単一的な学習教材ではなく、一人一人の習熟状況に応じた学習教材を提供すること。なお、こども若者シェルターの宿泊利用者だけの利用の場合は本項に定める就労支援・就学支援には該当しない。

④　弁護士連携支援

こども・若者が金銭トラブル等の法律的な課題を抱えている場合に適切な支援ができるよう、弁護士との委嘱契約等により、必要時に弁護士による相談・助言、関係機関との連絡調整等の支援を受けられる体制を確保すること。

⑤　送迎支援

こども・若者の安心・安全を確保した上で、必要に応じ送迎を行うこと（シェルター利用開始・終了が深夜である等送迎が必要と思わる場面や、シェルター利用期間中における通院等に係る送迎等）。

（５）留意事項

① 個人情報の適切な管理に十分配慮し、原則としてこども・若者の同意を得た上で関係者間での情報の共有に努めるとともに、職員が業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、個人情報の取扱い等について守秘義務を課すこと。なお、事業の全部又は一部を委託して実施する場合は、委託先との契約においても、守秘義務を課すこと。

② こども・若者がこども若者シェルター退所後、関係機関により引き続き支援を行う場合には、必要に応じて、都道府県等が把握している当該こども・若者の退所後の状況について、個人情報保護法に十分留意し、原則としてこども・若者の同意を得た上で関係機関に対して情報提供を行うこと。

③ こども・若者がこども若者シェルター退所後においても、必要な支援を行うこと。

④ 本事業の実施に当たっては、本要綱のほか、「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」について（通知）（令和７年３月 27 日こ支虐第 102 号）を踏まえること。

（６）費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

なお、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合、既存事業の対象経費については、本事業の補助対象とならない。

20 定着支援アドバイザー配置事業

（１）趣旨

全国の児童相談所において、心理職等が児童福祉司等に対する個別面談等を実施することで、離職の防止や児童福祉司等の職場への定着促進を図る。

（２）実施方法

児童相談所に心理職又は定着支援を適切に実施できる者を配置（委託を含む。）し、児童福祉司等が適切な支援を行えるよう以下のような心理的側面からの助言・指導等を行う。

・カウンセリング等の個別面談
・メンタルヘルスに関する研修等による啓発
・職場環境改善に向けた助言・指導
・その他職員の定着に資する取組

（３）留意事項

本事業に従事する者又は従事していた者は、個人情報の管理を徹底するとともに、正当な理由がなく事業の実施により知り得た情報を漏らしてはならないこと。

（４）費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

なお、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合、既存事業の対象経費については、本事業の補助対象とならない。

21　児童相談所等業務効率化促進事業

（１）趣旨

児童相談所（一時保護施設を含む。）及びこども家庭センター（本事業においては、以下「児童相談所等」という。）における業務フローを全体的に見える化し、デジタル技術の活用により効率化すべき業務プロセスを特定する。その上で、最新技術を積極的に取り入れ、業務の最適化を図ることにより、児童相談所等のＤＸ化を推進する。

（２）実施方法

児童相談所等において業務効率化に資するシステムの高度化を図るデジタル技術の導入に要する費用を補助する。なお、タブレット等の機器購入費については、令和６年度補正予算の「児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業」を活用すること。

システム高度化の例として、以下の業務を可能とする又は業務効率化を図るデジタル技術の導入が考えられる。

・児童相談所における一時保護状請求書の発行（既存のケース記録等と連携）
・こども家庭センターにおける母子保健と児童福祉それぞれの業務の効率化や、両部門間の情報の管理・閲覧・共有を通じた両部門の業務連携の効率化
・ＡＩチャットボットによる相談者にマッチした家庭支援メニュー・相談窓口へのつなぎの実施
・電話・会議の文字起こし
・音声情報のデータ化
・同時通訳機能
・外出先での業務環境の確保（ケース記録の閲覧等）
・一定の条件にマッチした記録情報の検索・提示
・アラート機能等による相談員の業務サポート
・複数自治体や関係機関間における情報連携プラットフォームの構築

（３）留意事項

①　タブレット等の機器購入費については補助対象外とする。

②　システムの導入・改修については、導入・改修に係る経費のみを補助対象とし、通信費等のランニングコストについては補助対象外とする。

③　こども家庭センターについては、母子保健と児童福祉それぞれの業務の

効率化に必要なシステム導入等に加えて、母子保健と児童福祉の一体的相談支援を行うために必要となるシステム導入等も補助対象に含むものとする。

④　本事業に従事する者又は従事していた者は、個人情報の管理を徹底するとともに、正当な理由がなく事業の実施により知り得た情報を漏らしてはならないこと。

⑤　事業の実施にあたっては、こども家庭センターが事業を実施し、又は実施に関与し、地域の包括的支援体制の整備に資する取組の充実を図ることとす（市町村が実施主体となる場合に限る。）。

（４）費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

なお、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合、既存事業の対象経費については、本事業の補助対象とならない。

22　虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援

（１）趣旨

被虐待経験や家族との関係性、貧困等に起因して孤立し、学業、就職、就労、人間関係、生活困窮、心身の不調等、様々な困難に直面する若者（以下「困難に直面する若者等」という。）に対する支援は、喫緊の課題となっている。

本事業は、若者世代に対して寄付等に基づく生活支援物資（食料、生理用品等の生活必需品や学用品。以下「支援物資」という。）をアウトリーチ型で提供することにより、生活基盤が不安定などの困難に直面する若者等とのつながりを構築・維持することで、困難に直面する若者等に寄り添い、状況に応じて支援が必要と考えられる者を相談支援へとつなげることを内容とする取組に対し支援を行う。

（２）実施主体

実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

なお、実施主体は（３）に掲げる事業内容の全部又は一部について、適切に事業を実施できると認めた者に委託することができる。また、地域ごとに複数の事業者に委託すること等も可能。

（３）事業内容

以下のア及びイを実施する。

ア　支援物資の提供等

イ　若者等の困りごとの把握と課題整理、相談支援等

（４）実施方法

ア　支援物資の提供等

①　支援物資の配布方法（会場配布、個別配送等）を定める。

②　企業を含む一般から寄付を募るなど、支援物資を調達する。

③　支援物資を倉庫等に輸送し、一時保管する。
④　若者等に、広く事業の周知や申込みを募る。
⑤　支援物資を定めた方法により配布･配送することで若者との接点を作り、つながりを構築する。

イ　相談支援の実施等

①　必要に応じて若者の状況把握に努め、会話や面談等を通じて若者等からの悩みや相談を聞き、関係機関の紹介やその他必要な情報の提供・助言を行う相談員を支援物資の配布会場やその他適切な場所に配置する。

なお、新たに相談員を配置するほか、既に設置されている相談員が当事業の相談支援を担うことも可能とする。他の事業の相談員が当事業の相談支援を担う場合において他の事業による補助金の交付を受けるときは、当補助金において当該相談員に係る人件費の交付は行わない。

②　支援物資の配布等をきっかけとして、若者等の課題を整理し、広く相談窓口等へと誘導する働きかけを行い、困難に直面する若者等への相談支援等の機会を提供する。

③　②による相談支援を受けた者のうち､親や家庭から孤立状態にある者には、社会とのつながりなどが得られるよう継続的な支援を行う又は、継続的な支援の提供が可能な関係機関につなぐ。

（５）留意事項

ア　事業の実施に際しては、地域の学校やこども・若者の居場所等との連携や広報等、困難に直面する若者等に取組が届くよう工夫に努めること。

イ　生活支援物資の提供や相談支援の実施について、対象を特定の属性に定めることも可能とする。（例：若者世代のヤングケアラーへの配食・相談支援としての活用、定時制高校や大学での配布・相談支援としての活用、ケアリーバーへの配食・相談支援としての活用等）

ウ　支援物資の調達に際しては、購入を妨げるものではないが、地域において若者支援の担い手のネットワークを広げていく観点からも、可能な限り、企業を含む一般からの寄付等を得るよう努めること。

エ　相談支援に携わる相談員には、業務を遂行するにふさわしい者（親子関係等から生じる困難（虐待や貧困家庭、それらによる心身の不調等）をはじめ、若者等の様々な相談に応じ、福祉、保健、医療その他のサービスによる支援につなげるとともに、親や家庭から孤立状態にある場合には、地域や人との必要なつながりなどが得られるよう継続的な支援を行うことのできる者）を充てること。

オ　事業の実施に当たっては、衛生管理及び事故防止の徹底を図ること。

23　一時保護施設学習支援強化事業

（１）趣旨

一時保護施設のこどもたちは通学が困難な場合も多く、また、学業を十分に受けていないために基礎的な学力が身についていないこどももいるなど、

一人一人の習熟状況等が異なることから、個々に応じた効果的な学習が可能な環境を整備することが必要である。このため、一時保護施設で生活するこどもの学習支援の強化を図ることを目的とする。

（２）実施方法

一時保護施設において、学校との連携によるリモート授業の受講や習熟度等に応じたタブレット学習が可能となるよう、Ｗｉ－Ｆｉ等の通信設備の整備や、タブレット、学習アプリ等の導入を行う。

なお、本事業は「一時保護施設設備運営基準」第 29 条第３項に定める「通学の支援その他の必要な措置」の「その他の必要な支援」に該当するものであり、一時保護施設入所児童の通学の支援を検討したうえで、実施すること。

（３）留意事項

① 学習アプリ等の導入に当たっては、各学年やこども一人一人の習熟状況等に応じた学習が対応可能なものを選定すること。また、アプリについては定期的に更新すること。

② 導入・更新するアプリについては、必要に応じて利用するこどもの原籍校や教育委員会に意見を求める等、一時保護施設退所後を見据えた学習内容とすること。

③ 都道府県等は、タブレット等端末使用時に係る取決め（ルール）を作成し、こどもたちがタブレット等端末を利用する際には事前に、印刷資料等にて明示的に説明を行うとともに、こどもたちが理解した上で貸与を行うこと。

④ こどもの最善の利益や本事業の実施目的の観点から、タブレット等端末について、フィルタリングなど各種サービスの設定や、カメラ機能やネットワーク機能の設定を行う場合には、上記③に定める取決め（ルール）において、明示的にこどもたちに説明すること。

⑤ 「一時保護施設設備運営基準」第 18 条第１項に定める学習指導員をはじめとする学習支援を行う一時保護施設職員が、タブレット等端末や学習アプリを活用して支援を行う場合には、こども一人一人の習熟状況等を確認・把握した上で、必要な学習支援を行うこと。

⑥ タブレット等端末利用時にこども個人に関する情報の入力がある場合については、利用終了時ごとにタブレット等端末から削除するなど個人情報の取り扱いについて適切な措置を講じること。

（４）個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する都道府県等は、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

24 一時保護委託先開拓等事業

（１）趣旨

一時保護においても、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境において、こどもの個別性を尊重した適切なケアを提供できるようにすることが、こどもたちを守るために喫緊の課題となっている。このため、こどもの状況・特性に合わせた適切なケアが提供できるよう、家庭的な個別ケアを提供できる一時保護委託先の開拓や一時保護委託先の心理面でのサポートを図ることを目的とする。

（２）事業内容

都道府県等は以下に定める事業を実施すること。

①　一時保護委託先の開拓・適切な処遇の確認

都道府県等は、多様な一時保護委託先を確保し、家庭的な環境におけるケアを推進する観点から、一時保護委託先の開拓を行う職員等を配置し、一時保護委託先の開拓を行うとともに、開拓後においても定期的に訪問し必要な支援や一時保護委託児童に対する適切な処遇が実施されているかの確認を行う。

②　一時保護委託先に対する心理面からの支援の実施

心理的支援訪問員を配置し、児童相談所担当児童心理司と連携の上、一時保護委託先を巡回・訪問し、一時保護委託児童及び委託先の者に対する心理面からの支援を実施する。

（３）職員等

①　（２）①を実施する場合

ア　一時保護委託先の開拓を行う職員（以下「開拓員」という。以下同じ。）を配置し実施すること。また、必要に応じ補助員を配置することができること。

なお、管内児童相談所１か所あたりの年間平均一時保護委託件数に応じて、国庫補助における基準額の加算の対象となること。

イ　開拓員及び補助員は、次のいずれかに該当する者であること。

（ア）法第 13 条第３項各号のいずれかに該当する者

（イ）その他、都道府県知事が本事業を適切に実施できると認める者

ウ　開拓員及び補助員は開拓後の一時保護委託先についても、定期的に訪問し、以下を実施すること。

（ア）一時保護委託の児童がいる場合には、担当児童福祉司と連携の上、当該児童及び一時保護委託先への福祉面からの支援や当該児童への適切な処遇が実施されているかの確認を行うとともに、都道府県等に報告すること。都道府県等は報告を踏まえて当該一時保護委託児童に係る援助指針を策定・更新するとともに、必要に応じて一時保護委託先における対応の改善を求めること。

（イ）一時保護委託児童未委託の場合には、一時保護委託先に対し委託を受ける際に必要な環境等の説明を行うこと。

エ　一時保護委託先の開拓に当たっては、必要に応じ障害・高齢関係施設や医療機関、民間事業者など児童福祉分野にとどまらず、様々な事業者と調整を行い、多様な一時保護委託先の確保に努めること。

②　（２）②を実施する場合

ア　心理的支援訪問員を配置し実施すること。また、心理的支援訪問員は、次のいずれかに該当する者であること。

（ア）法第 12 条の３第６項に該当する者

（イ）都道府県知事が（ア）に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

イ　心理的支援訪問員については、定期的に一時保護委託先を訪問し、担当児童心理司と連携の上、当該児童及び一時保護委託先への心理面からの支援を行うとともに、都道府県等に報告すること。都道府県等は報告を踏まえた当該一時保護委託児童に係る援助指針を策定・更新すること。

（４）留意事項

①　事業内容の全部又は一部について、当該事業を適切に実施することができると認めた者に対し委託して実施することができること。

②　個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、職員が業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、個人情報の取扱い等について守秘義務を課すこと。なお、事業の全部又は一部を委託して実施する場合は、委託先との契約においても、守秘義務を課すこと。

③　児童相談所等関係課機関と連携して、一時保護委託先の開拓をはじめとする支援を行うこと。

25　支援対象児童等見守り強化事業

（１）趣旨

児童虐待防止に向けて子育て世帯が孤立しないよう支援するため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となり、訪問による食事提供等を伴う支援を行う民間団体等も含む様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなぐことができる体制の強化を推進するとともに、こども自身が支援の利用を申請できる仕組みや、中間支援法人を介した都道府県による実施形態を導入し、支援を必要とするより多くのこどもを把握して支援につなげる体制の強化を図る。

（２）実施者

①　（３）の①の事業

市町村が委託又は補助する、こどもに対する宅食等のアウトリーチ型の支援を行う民間団体等とする。

②　（３）の②の事業

都道府県が委託又は補助する、次のすべての要件を満たす中間支援法人とする。

ア　社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人その他の法人格を有すること。

ただし、営利を目的とする法人は含まない。

イ　こども宅食等を実施する事業者に対して、運営支援や物資支援等の支援活動を行う民間団体であり、原則として、子育て支援に関する活動について１年以上の活動実績を有すること。

ウ　当該都道府県内の大部分の市町村にまたがって活動するなど広域的な活動を行っている団体であること。

エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団、申請者の役員等が暴力団員である団体若しくは暴力団員がその経営に実質的に関与している団体でないこと。

オ　こども家庭庁から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

③　事業の実施にあたっては、こども家庭センターが事業を実施する又は実施に関与するとともに、事業の実施を通じて支援が必要な妊産婦・こども・保護者を把握した場合には、こども家庭センターに当該妊産婦・こども・保護者に関する情報を共有し、必要に応じて支援の内容に関する協議を行うものとする（市町村が実施主体となる場合に限る。）。

（３）事業内容

①　アウトリーチ型支援の実施

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されているこども等の居宅を訪問するなどして、以下のアを実施し、必要に応じてイからエを実施する。また、実施にあたり、おむつ等の消耗品提供の充実や見守り支援を実施する人員の増員などにより巡回活動を強化する場合は、別に定めるところにより、加算する。

ア　こども等の状況の把握

イ　食事の提供（配達等を含む。）

ウ　基本的な生活習慣の習得支援や生活指導

エ　学習習慣の定着等の学習支援

②　都道府県による中間支援法人を介した支援の実施

中間支援法人は、以下のアを実施するとともに、イ～エのいずれかに該当する事業を実施する。

ア　宅食等を実施する民間団体等に向けた見守り支援に関する研修等を行うなどにより地域の見守り支援に係る環境を整備するとともに、支援の質を向上させるための取組を行う。

イ　民間団体等に対して、事業実施期間中のこども宅食等の運営等に係る

費用やこども自身が申請できるよう周知啓発するリーフレット等の作成・配布に係る費用を助成するとともに、必要に応じて、運営に関するノウハウの提供や助言等を行う事業。

ウ　中間支援法人自らがこども宅食等を運営し、支援を必要とするこども等に対して食事の提供等を行い、こども等の状況を把握し必要に応じて市町村へこども等の状況を連絡する事業。（こども宅食等を実施している法人格のない団体や個人にこども宅食等の運営を委託する場合を含む。）

エ　民間団体等に対する食品・食材、学用品、生活必需品（以下「食品・食材等」という。）の提供等、こども宅食等の活動を支援する事業。（企業等への食品・食材等提供の働きかけ、食品・食材等の袋詰め、ボランティアの確保・派遣、周知・広報活動、自治体への働きかけ等を含む。）

（４）留意事項

①　アウトリーチ型の支援の実施

ア　市町村は、民間団体等又はＮＰＯ法人等登録事業者に対して支援対象児童等の様子や家庭状況等について報告を依頼し、適宜、報告のあった情報については、必要に応じて関係機関が情報共有を行うとともに、必要な支援・措置につなげること。

イ　本事業の対象は、既に要保護児童対策地域協議会において支援対象児童とされているこどもに限らず、市町村が見守りを必要と判断したこどもや子育て家庭・妊産婦等が含まれること。

ウ　支援を実施するにあたっては、食事の提供を伴わないこども等の状況の把握も含まれること。

エ　食事の提供には、特定の場所において提供する食事及び持ち帰り用の食事の提供も含まれるが、居宅訪問等によるこども等の状況の把握をせず、単に食事の提供のみを行う場合や市町村が必要と認めたこども等以外に対する食事の提供については、本事業の対象とはならないこと。

オ　事業の実施に当たっては、衛生管理及び事故防止の徹底を図ること。

カ　こども等の状況の把握に当たっては、対面による実施を原則としつつ、感染症感染拡大防止等の観点から、ＩＣＴ機器を活用した通信手段を用いて把握を行うなどの工夫を行うことができるよう検討すること。

キ　実施主体から実施者への支払いに当たっては、概算で請求書を徴し支払いするほか、証拠書類などは申請時には一律に求めることはせず、事業実績報告時において提出を求めるなど負担の軽減に配慮すること。

②　都道府県による中間支援法人を介した支援の実施

ア　都道府県は管内の市町村の見守り体制の状況を把握するとともに、管内市町村に対し、中間支援法人から助成された民間団体等がこどもの状況を把握するため宅食等の事業を行うこと等をよく周知すること。

また、本事業においては、市町村から民間団体等へ支援に関する情報

を提供することや、市町村に対して民間団体等から支援を要するこどもの情報がもたらされることも想定しているため、利用申し込みを受ける等により支援活動を実施する際の民間団体から市町村への申し出方法や、その申し出を受けてどのように情報提供するか、またこども等への支援行うにあたり必要となる情報等を整理したうえで、業務の流れを市町村へ説明し見守り体制の整備を促進すること。

イ　都道府県は、中間支援法人へ委託又は補助を行う際に、当該中間支援法人が民間団体等への助成を行う場合は、別紙の助成要領を定めること。

ウ　民間団体等は、月に１回以上対象家庭に訪問しこども等の状況を把握した後、こども等の状況を定期的に市町村に報告したうえで、市町村と連携して支援を行うこと。

エ　民間団体等は、こどもに対する宅食等を実施することについて、こども自身が支援の申し込みを行えるような工夫をすること。

③　事業の実施にあたっては、こども家庭センターが事業を実施する又は実施に関与するとともに、事業の実施を通じて支援が必要な妊産婦・こども・保護者を把握した場合には、こども家庭センターに当該妊産婦・こども・保護者に関する情報を共有し、必要に応じて支援の内容に関する協議を行うものとする（市町村が実施主体となる場合に限る。）。

（５）個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する市町村は、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

26　虐待・思春期問題情報研修センター事業

（１）趣旨

虐待・思春期問題情報研修センター（以下「研修センター」という。）は、深刻化する児童虐待問題や非行等の思春期問題への対策の一環として、インターネット等を利用した情報の収集・提供、児童相談所や児童家庭支援センターなどの専門機関からの電話等による専門的な相談、虐待問題等対応機関職員の研修及び児童福祉施設における臨床研究と連携した研究などを通じて、関係機関の専門性の向上を図る。

（２）研修センターの運営主体

社会福祉法人横浜博萌会及び公益財団法人こども財団とする。

（３）事業内容

研修センターは以下に掲げる事業を実施する。ただし、公益財団法人こども財団が運営する研修センターは、②、③及び⑧の事業のみ実施するものとする。なお、当分の間、公益財団法人こども財団が運営する研修センターが

実施する事業の一部を明石市が実施することができるものとする。

① インターネット等を利用した児童虐待及び非行等の思春期問題（以下「虐待問題等」という。）に関する情報の収集・提供

② 児童相談所や市町村などの専門機関から虐待問題等に関する専門的な相談への対応

③ 児童虐待対応機関職員等を対象とした研修の実施

④ 児童福祉施設での臨床研究と連携した研究

⑤ 要保護児童等に関する情報共有システムの運用

運用又は運用にかかる業務の委託に当たっては関係法令に基づき、個人情報の取扱いに遺漏なきよう万全を期すこと。

⑥ 都道府県間における児童相談所への職員の派遣に関する連絡調整（マッチング支援）

⑦ 児童相談所におけるＯＪＴや演習等の研修にあたり講師やアドバイザーを派遣する事業

⑧ その他、必要と認められる事業

（４）運営方法

① 研修センターには、事業を統括する者をはじめとする事業の運営に必要な職員を置くものとする。なお、事業を適正かつ円滑に実施するため、児童虐待問題や児童福祉に関して知識を有する職員を配置するものとする。

② 研修センターは、事業を円滑かつ効果的に実施するため、学識経験者、所在地の市（横浜市又は明石市）、虐待問題等対応機関関係者、研究者等から構成される運営委員会を設置し、研修センターの事業計画の検討及び事業実施上の諸問題について協議を行うこととする。

第４　国の助成

国は、都道府県等又は市町村がこの事業のために支出した費用を、別に定めるところにより補助するものとする。